

平成二十二年四月十九日付け広島高速道路公社公告（広島高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更。以下「公告」という。）三八才に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十五条第一項の規定によって公告する。

平成二十四年八月二十日

広島高速道路公社理事長 高山 茂

一 割引を適用する自動車

E T C車（障害者割引及びE T C路線バス割引を受ける自動車を除く。）

二 実施する期間

平成二十四年十月一日から平成二十四年十一月三十日まで

三 割引を適用する区間

路線	区間
高速一号線	広島東・福田～間所
高速四号線	馬木～間所 温品～間所 沼田～中広

四 実施するE T C割引率

社会実験実施期間中において、前記三に掲げる区間の割引率については、公告三二イ①の表中の割引率を次のとおりとする。

なお、社会実験終了後は、公告三二イ①の表中の割引率を適用する。

1 平成二十四年十月一日から平成二十四年十月三十一日まで

区分	時間帯	割引率 (届出前)	割引率 (届出後)		
月曜日～金曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後	一〇%	二〇%	今回届出	
	午前九時以後	一〇%	二〇%	今回届出	
	午後五時以後	一〇%	二〇%	今回届出	
	午前六時以後	一〇%	一〇%		
	午前九時以後	一〇%	一〇%		
	午後五時以後	一〇%	一〇%		
	土曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後	一〇%	一〇%	
		午前九時以後	一〇%	一〇%	
		午後五時以後	一〇%	一〇%	
		午前六時以後	一〇%	一〇%	
		午前九時以後	一〇%	一〇%	
		午後五時以後	一〇%	一〇%	
日曜日・祝日	午後五時以後	一〇%	一〇%		
	午後八時前	一〇%	一〇%		
	午後五時前	一〇%	一〇%		
	午後八時前	一〇%	一〇%		
	午後五時前	一〇%	一〇%		
	午後八時前	一〇%	一〇%		

2 平成二十四年十一月一日から平成二十四年十一月三十日まで

区分	時間帯	割引率 (届出前)	割引率 (届出後)		
月曜日～金曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後	一〇%	一〇%		
	午前九時以後	一〇%	一〇%		
	午後五時以後	一〇%	一〇%	今回届出	
	午前六時以後	一〇%	一〇%		
	午前九時以後	一〇%	一〇%		
	午後五時以後	一〇%	一〇%		
	土曜日 (祝日を除く。)	午前六時以後	一〇%	一〇%	
		午前九時以後	一〇%	一〇%	
		午後五時以後	一〇%	一〇%	
		午前六時以後	一〇%	一〇%	
		午前九時以後	一〇%	一〇%	
		午後五時以後	一〇%	一〇%	
日曜日・祝日	午前九時以後	一〇%	一〇%		
	午後五時前	一〇%	一〇%		
	午前九時前	一〇%	一〇%		
	午後八時前	一〇%	一〇%		
	午前九時前	一〇%	一〇%		
	午後五時前	一〇%	一〇%		

午後五時以後	午後八時前	一〇%	一〇%
--------	-------	-----	-----

(注二) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に定める休日及び広島高速道路公社理事長が別に定める日とする。

(注二) 割引率とは、公告二で定める料金の額に対する割引率のこと。

(注三) 前記三に掲げる区間以外の割引率については、従前のおり公告三二イ①の表中の割引率を適用する。